

家畜衛生だより



鳥インフルエンザ情報

令和4年2月第49号(鶏)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

高病原性鳥インフルエンザ(県内3例目:匝瑳市)発生に係る移動制限区域が解除されました

本県で確認された3例目(匝瑳市)に係る移動制限区域内(半径3km圏内)の清浄性確認検査の結果、全て陰性であることが確認されました。

この結果に基づき、県内3例目の発生に係る移動制限区域は防疫措置完了から21日間が経過する令和4年2月18日0時をもって解除されました。

これにより、県内の発生に係る制限区域はすべて解除されました。

★消毒ポイント終了のお知らせ★

現在設置されている以下の3か所の消毒ポイントは、2月18日午前0時をもって全て終了しました。

長期間にわたってご協力いただきありがとうございました。

	消毒ポイント	住所地
④	匝瑳市役所駐車場 (そうさ記念公園側駐車場)	匝瑳市八日市場ハ793-2
⑤	匝瑳市生涯学習センター	匝瑳市今泉6489-1
⑥	ひかた市民センター (旧旭市役所干潟支所)	旭市南堀之内10

- ・引き続き、飼養衛生管理基準の徹底をお願いします！
- ・家さんの特定症状を念頭に健康観察を行い、異常があればすぐに家畜保健衛生所に通報してください！！

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください